

令和7年第5回 須崎市教育委員会議事録

1. 日 時；令和7年4月25日（金）午後1時50分から午後2時36分まで

2. 場 所；須崎市総合保健福祉センター 3階 研修室

3. 出席者等；教育長：竹内 新

委 員：徳久 和宏、尾崎 恵子、岡田 和美、松岡 健夫

事務局：教育次長	西村 浩司
生涯学習課長	福本 博一
子ども・子育て支援課長	市川 ゆかり
学校教育課長	森光 和明
学校教育課推進監	前田 裕史
学校教育課長補佐	岡崎 美紀

1 開会

2 前回会議事録の承認、署名

各委員に対して、配付議事録（案）を確認後に、署名を依頼する。

3 教育長の報告

令和7年度最初の会です。今年度もどうぞよろしくお願いたします。

教育委員の皆様には、年度初めにもかかわらず、4月1日の小中学校管理職・教育関係者合同会及び16日の高岡地区市町村教育委員会連合会定期総会等にご出席いただき、ありがとうございました。

大阪・関西万博がこの13日に開幕しています。本市は万博首長連合（2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合）に正会員として加盟しており、本市の市長は副会長です。修学旅行の行先として万博を計画している中学校もあると聞いています。良い経験ができることを願っています。

【教育委員会会議について】

- ・毎回この会議の冒頭で行っています教育長報告についてですが、これは「教育委員会会議規則」第5条に「会議は、おおむね次の順序で行う。」とされており、その中に「教育長の報告」とあることから行っているものです。また、会議録の作成に関しても、同じく第16条に「会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。」とされており、その中に「教育長の報告の要旨」とあり、記載が定められているものです。年度の始めですので、今一度共有しておきたいと思い、説明いたしました。

【新年度のスタートについて】

- ・今回の教職員人事は異動の規模が大きかった学校があるなど、各学校には何とかスタートを切っていただいたというのが、実態に近いかと感じております。また、小中学校とも入学式は7日でしたが、浦ノ内中学校、南小・中学校の3校で新入生がおらず、入学式がなかったことも、あわせて報告いたします。

【令和7年度の主な取り組みについて】

- ・昨年度は一・二度報告いたしました。須崎市の教育変革ビジョン「Make ” IT” Fun」、学校統合、給食センター、図書館等複合施設など、今年度は待ったなしの年ですので、しっかり取り組みます。その上で重要な課題につきましては、この会の中で適宜報告・相談してまいりたいと思います。

【児童生徒数について】

- ・ちょうど、23日に高知新聞で県内市町村の令和6年1年間の出生数が報道され、本市は56人、県全体でも3,123人と、5年前と比べ激減しており、衝撃があったところです。本年度の市内の小中学校に在籍する児童生徒数は、4月時点の人数で、正式ではないですが、小学生636人、中学生が311人、合計947人です。前年度は小学生686人、中学生が328人、合計1,014人でしたので、小・中全体では67人の減少となっています。

【保育園等の園児数について】

- ・本年度の市内の保育園・幼稚園に入所する園児数は、4月1日現在、0歳児から5歳児までで、合計357人です。前年度は、合計379人でしたので、全体では22人の減少となっています。

私からの報告は以上でございます。それでは、どうぞよろしくお願いたします。

4 議事

議案第26号	須崎市教育長の権限に属する事務専決規程の一部を改正する訓令について	同意
議案第27号	須崎市社会教育指導員の設置に関する規則及び須崎市外国語指導助手に従事する招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について	可決
議案第28号	須崎市立公民館運営審議会委員の委嘱について	同意
議案第29号	須崎市青少年育成センター補導員の委嘱について	同意
議案第30号	須崎市教育研究所運営委員会委員の委嘱について	同意
議案第31号	須崎市教育支援委員会委員の委嘱について	同意
議案第32号	須崎市立学校における学校運営協議会委員の委嘱について	同意
議案第33号	児童生徒校区・区域外通学許可について（秘密会）	同意

【質疑】

議案第 29 号

(松岡委員) 青少年育成センター補導員は須崎市全体で何人位いますか。

(市川課長) 登録している方は、大体 40 人位だと思います。年度の端境ということで、人数は未確定です。

(松岡委員) 辞めた方がいて、新任の方ということでしょうか。

(市川課長) いつも各地区から推薦をいただいております、今回は、9 名の方を推薦いただいております。

5 閉会

次回の定例委員会を令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 1 時 30 分から開催することを確認し、閉会となる。